

「熱中症予防管理者教育」のご案内

令和8年3月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

近年、全国の職場における熱中症の休業4日以上死傷者数は年に1,000人を超えており、このうち多い年では30の方が死亡されています。

このような状況から、令和7年6月から労働安全衛生規則が改正され、作業場所での熱中症の早期発見や重篤化を防ぐための対策が、事業者には義務付けられ、熱中症予防に係る責任体制の確立が求められています。

つきましては、「熱中症予防管理者教育」を以下のとおり実施いたしますので、受講いただきますようご案内いたします。

なお、令和8年3月18日に厚生労働省が「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したことから、このガイドラインに基づいてカリキュラムを改訂し、従来より15分追加して実施いたします。

- 1 日時** 令和8年5月8日（金） 13:05～17:00（受付12:45～13:00）
[学科3時間45分]
- 2 場所** 鳥取県労働基準協会会館（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
- 3 日程** (1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置
(4)熱中症の事例 (5)関係法令等 合計3時間45分
- 4 受講料** 鳥取県労働基準協会会員 7,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税636円）
非会員 9,000円（税込）（1人あたり）（テキスト代含）
（消費税10% 内税818円）
- 5 申込方法** 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南1丁目17番地）
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
	名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部			
- 6 受講申込・受講料支払期限** 令和8年4月20日（月） なお、定員80人とします。
- 7 その他** (1) 筆記用具を持参してください。
(2) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日の朝、受付に提出してください。受講者各人には修了証を交付します。
(3) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。
(4) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。
(5) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

熱中症予防管理者教育 受講申込書

(令和8年5月8日(金)開催)

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会 (会員事業所 ・ 非会員) どちらかに○をしてください。

受講者数 (人) 受講料合計 (円)

※会計の都合上、受講料の支払いは4月1日以降にお願いいたします。

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に (振込 ・ 現金払い) します。

(申込 ・ 受講料支払期限は令和8年4月20日(月)です。)

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204
名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望 (する ・ しな い) (どちらかに○印をして下さい。)

希望する場合は必要なものに○印をして下さい。(請求書 ・ 領収書)

令和8年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

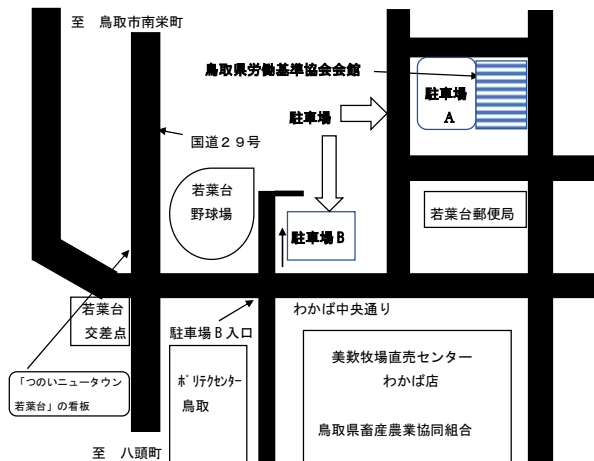
Tel

Fax

(ご担当)

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場のご案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A が満車の場合、駐車場 B (ニュータウン中央公園駐車場) をご利用ください。